

# 新型コロナウイルス感染症対策 生活者の皆様へ

休業等による収入の減少に伴う

## I. 当面の生活資金等の調達

### ◆ 特別定額給付金

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人につき10万円を給付します。

[申請・問合せ先：市町村の特別定額給付金担当課]

### ◆ 個人向け緊急小口資金等の貸付（無利子）

緊急かつ一時的な生活維持のための資金を必要とする世帯に対して、10～20万円の無利子貸し付けを実施します。

[相談・申込先：最寄りの市区町村社会福祉協議会]

### ◆ 離職者生活ローン

倒産や解雇等により離職された方に対する生活資金等の融資を行います。[相談・申込先：最寄りの新潟県労働金庫]

### ◆ 勤労者生活支援特別融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった方に対して、生活資金等の融資を行います。

[相談・申込先：最寄りの新潟県労働金庫]

### ◆ 住居確保給付金の支給

離職・廃業後2年以内の方、離職等と同程度の状況にある方に対し、住居確保給付金を支給します。

[相談・申込先]

- 市にお住まいの方：市役所の生活困窮者自立支援制度担当課
- 町村にお住まいの方：所管の県地域振興局健康福祉（環境）部地域福祉課

### ◆ 高校生等への奨学のための給付金

経済的支援が必要となった世帯の高校生等を対象に、教科書や学用品購入等の費用を支援します。

※詳細は学校を通じて案内します。

### ◆ 大学生に対する修学支援

家計が急変した世帯を含め、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生について、授業料・入学金の減免、給付型奨学金等を支援します。

### ◆ 児童養護施設退所者等への自立支援資金の貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、就業ができなくなった児童養護施設を退所された方等に対し、家賃相当額の貸付を実施します。[相談・申込先：新潟県社会福祉協議会]

## II. 税制上の支援措置

### ◆ 納税猶予

無担保かつ延滞金なしで、1年間納税等を猶予

### 労働相談の実施

新潟・長岡・上越  
各労働相談所



詳しくは県の  
ホームページで